

新規就農者経営確立支援事業実施要領

(通 則)

第1 新規就農者経営確立支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及び喜多方市農業振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目 的)

第2 本市の農業従事者は、60歳以上が大半を占め、高齢化が著しく進行しており、将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の新規就農者を増加させ、農地等の資産や技術を次世代へ継承していただくことが課題となっている。

このような状況を踏まえ、新たに農業経営に意欲をもって取り組もうとする者に対する支援を通じて、青年層の新規就農と就農後の定着を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3 本事業は、新たに農業経営に意欲をもって取り組もうとする者に対し、就農準備及び経営開始初期段階に要する経費等の支援に加え、定住に必要な空き家の改修等に要する経費を支援することにより、青年層の新規就農と就農後の定着を図るものとして、次に掲げる事業類型により構成するものとする。

1 農地賃借料支援事業

(1) 事業内容

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けることが確実な者（以下「認定新規就農候補生」という。）又は基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の就農準備並びに経営開始初期段階の農地賃借料に要する経費を支援する。

(2) 補助対象となる事業者及び経費

① 補助対象事業者

就農した時点の年齢が50歳未満の認定新規就農者とする。ただし、親元就農（親族が経営する農業経営体に就農すること。以下同じ。）者を除く。

② 補助対象経費

農地の賃借に要する経費とする。ただし、次に該当する経費は補助の対象とならないものとする。

ア 親族から借り受けた農地の賃借に要する経費。ただし、親族の農業経営とは別に農業経営に取り組む者にあつてはこの限りではない。

イ 農地中間管理機構との貸借契約に係る手数料。

ウ 物納によるもの。

(3) 補助期間

補助期間は最長3年間とする。

なお、この期間において補助対象事業者の年齢が 50 歳に達しても、規定の期間は補助できるものとする。

2 小農具等整備支援事業

(1) 事業内容

経営開始初期段階に必要な小農具や小規模な園地整備に要する経費を支援する。

(2) 補助対象となる事業者及び経費

① 補助対象事業者

就農した時点の年齢が 50 歳未満の認定新規就農者とする。ただし、小農具等整備支援事業の補助金額の累計が 60 万円を超える者を除く。

② 補助対象経費

補助対象となる事業内容は、事業者が自らの経営において行う次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 青年等就農計画に基づく取組であること。

イ 種苗費、肥料費、飼料費、農薬衛生費、租税公課、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料、農業共済金等でないこと。

ウ 整備内容が国や県等による他の補助事業の活用が困難な場合であること。

エ 親元就農者の場合は、整備内容が新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負う取組に直結するものであること。

オ 小農具の整備にあつては、農産物の生産、加工、流通、販売その他の農業経営の開始初期段階に必要な機械又は施設の造成若しくは取得するものであつて、整備内容ごとに 10 万円以上 100 万円以下であること。ただし、栽培用ハウス（雨除け施設、防虫ネット被覆栽培施設）を除く。

カ 小規模な園地整備にあつては、客土、不陸整正、土壌改良、排水対策及び取水対策に必要な経費であること。ただし、地力増進、土壌改良等に要する種苗費、肥料費を除く。

キ 単年度で完了するものであること。

ク 原則として、残存耐用年数が 5 年以上 10 年未満であること。

ケ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等の農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。

3 住宅賃借料支援事業

(1) 事業内容

認定新規就農候補生又は認定新規就農者の研修期間並びに経営開始初期段階の住宅賃借料に要する経費を支援する。

(2) 補助対象となる事業者及び経費

① 補助対象事業者

就農した時点の年齢が 50 才未満で市外から新規参入した認定新規就農候補生又は認定新規就農者とする。

② 補助対象経費

住宅の賃借に要する経費とする。ただし、直系親族が所有権を有する住居（実家等）の賃借に要する経費を除く。

(3) 補助期間

補助期間は、研修期間においては最長2年間、経営開始初期段階においては最長3年間とする。

なお、この期間において補助対象事業者の年齢が50歳に達しても、規定の期間は補助できるものとする。

4 経営開始支援事業

(1) 事業内容

国の農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の対象とならない50歳未満（就農した時点の年齢）の認定新規就農者（農家後継者等）が親元に就農した場合、その経営を継承して自ら経営を開始するまでの収入の不安定な期間を支援する。

(2) 補助対象となる事業者及び経費

① 補助対象事業者

国の農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の対象とならない50歳未満（就農した時点の年齢）の認定新規就農者であり、親元に就農し、後に経営を継承することとしている者とする。

支援する期間は、親元に就農してから経営を継承するまでの期間とし、最長3年とする。

② 補助対象経費

補助対象となる事業内容は、親元に就農した初期段階から経営を継承するまでの間の収入の不安定な次に掲げる期間に対して支援する。

なお、この期間において補助対象事業者の年齢が50歳に達しても、規定の期間は補助できるものとする。

ア 親元就農1年目においては、月額5万円とし10月を上限とする。

イ 親元就農2年目においては、月額4万円とし10月を上限とする。

ウ 親元就農3年目においては、月額3万円とし10月を上限とする。

5 空き家改修等支援事業

(1) 事業内容

市外から新規参入した認定新規就農者が行う空き家の改修又は清掃等（以下「改修等」という。）に要する経費を支援する。

(2) 用語の定義

当該事業に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

① 空き家

市内の住宅及び建築物で、認定新規就農者が売買契約又は賃貸借契約をした日の前日、又は補助金の交付申請日の前日のいずれか早い日までの3ヵ月以上居住

その他の使用をしていない状態にあるものをいう。ただし、賃貸事業のために所有、管理されているものを除く。

② 改修

内外装や台所、トイレ、浴室、洗面所等の水廻りを対象とした一般的な改修・リフォーム等（増築、改築を除く）をいう。

③ 清掃等

改修を実施するために必要となる空き家の残置物の撤去、運搬及び処分（以下「残置物処分等」という。）及びハウスクリーニングをいう。

(3) 補助対象となる事業者及び経費

① 補助対象事業者

就農した時点の年齢が50才未満で市外から新規参入した認定新規就農者とする。

② 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業者が行う次に掲げる経費とする。ただし、本事業以外に国や県等からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

ア 空き家の改修

空き家の改修に要する経費とする。併用住宅の場合は、住宅部分に係る改修のみを補助の対象とし、空き家の改修に直接関係のない外構工事等は対象外とする。

イ 空き家の清掃等

空き家の清掃等に要する経費は次に掲げるものとし、前記アに掲げる空き家の改修に併せて実施する場合に限るものとする。

a 残置物処分等

空き家の残置物処分等に要する経費とする。ただし、次の処分等に係る経費を除く。

- ・ 3ヵ月以内に新たに持ち込まれた物品の処分
- ・ 家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処分
- ・ 市で収集を行うごみ及び資源物の処分
- ・ 空き家の周辺部を除いた庭木の剪定及び除草等

b ハウスクリーニング

空き家本体及び当該空き家に造り付けの家具及び設備機器に係るハウスクリーニングに要する経費とする。ただし、移動可能な家具や家電、その他の備品類等のハウスクリーニングに要する経費は除く。

ウ 事業者が自ら居住するため、購入または賃借した空き家であって青年等就農計画の有効期間内に改修等を行うこと。

エ 本事業により空き家の改修等を行った後は、原則として、当該空き家であった住宅に3年以上居住すること。

オ 単年度で完了するものであること。

カ 空き家の賃借をする場合は、改修等の実施について、事業実施前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。

キ 空き家を併用住宅とする場合は、当該併用住宅の延べ面積の 1/2 以上が住宅の用に供するものであること。

ク 空き家の改修等を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。

ケ 事業の対象とする空き家は、本事業を実施する前後において、建築基準法等の関係法令に違反していないこと又は特定行政庁から違反指導を受けていないこと。

（事業の実施）

第4 事業実施の手続きは、次のとおりとする。

1 補助金の交付申請

事業を実施しようとする者は、要綱で定める農業振興事業補助金等交付申請書に新規就農者経営確立支援事業実施計画書（様式第1号）を添えて、別に定める日まで市長に提出するものとする。

2 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、要綱で定める農業振興事業実績報告書に新規就農者経営確立支援事業実績報告書（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金の交付停止）

第5 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当する場合、補助金の交付を停止することができる。

1 適切な研修又は就農を行っていないと市長が判断した場合。

2 その他、市長が補助金の交付停止することが適当と認めた場合。

（補助金の返還）

第6 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当する場合、補助金を返還させることができる。

1 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けた場合。

2 農業経営を中止した場合。

3 第3に定める要件を満たすことができなくなった場合。

4 その他、市長が補助金を返還させることが適当と認めた場合。

（補助金返還の免除）

第7 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当する場合、補助金の返還を免除することができる。

1 災害その他、補助事業者の責に帰することができない事由により、就農を中止した場合。

2 その他、市長が特に必要と認めた場合。

（変更の届出）

第8 補助事業者は、事業の内容等に変更があった場合は、変更届(様式第3号)を作成し、速やかに市長に届け出るものとする。

(事業の休止)

第9 補助事業者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届(様式4号)を作成し、速やかに市長に届け出るものとする。

(委任)

第10 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、喜多方市新規就農者経営確立支援事業補助金等交付要綱の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、喜多方市新規就農者経営確立支援事業補助金等交付要綱の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に第3の4の事業の補助対象事業者となり、引き続き同事業の補助対象事業者となる者に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。